

今年も年末調整の時期となりました。
年末調整のために配布される書類は現在、主に
①「扶養控除等申告書」
②「保険料控除申告書」
③「基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書」
の３枚となっています。
現在は３枚ですが、平成 29 年までは「扶養控除等申告書」と「保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」の２枚でした。平成 30 年から３枚となり、その後も税制改正のたびに申告書の名称や記載内容が変更され、年々複雑になっています。
一般の方にはなかなか分かりにくい内容となっていますので今回は見落とすと税額に大きな影響が生じる項目を中心に、分かりやすく解説いたします。



令和8年分の年末調整の注意点１

令和８年度の税制改正でも、昨年に引き続き個人所得税について大きな改正がありました。
それに伴い、年末調整での確認事項も昨年から変更されています。
例年の注意事項に加え、今年の改正点にも注意を頂き、年末調整のご準備をお願いいたします。

扶養控除について
所得が一定額（合計所得金額が 62 万円、給与収入のみの方は年収 136 万円）以下の親族を扶養している方は、一定の要件を満たす場合、「扶養控除」を受けることができます。
昨年よりも所得金額で４万円、給与収入のみの方は 13 万円、判定基準が引き上げられました。
扶養している親族の年齢によって控除額や申告方法が異なりますので、以下の年齢に応じてそれぞれご確認ください。
※年齢：原則として令和８年（2026 年）12 月 31 日時点の年齢で判断します。
※配偶者については「配偶者控除」「配偶者特別控除」という別の制度があり、扶養控除の対象とはなりません。

⑴16 歳未満の扶養親族
16 歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象とはなりません。ただし、住民税の計算やその他の判定に影響を与える場合がありますので、忘れずに申告してください。

⑵19 歳以上 23 歳未満の扶養親族
昨年新設された「特定親族特別控除」についても、今年は所得要件が変更されています。
合計所得金額が 62 万円を超えても、123 万円（給与収入のみの方は 197 万円）以下であれば、段階的に控除を受けることができます。
例えば、給与収入が 130 万円なのか、160 万円なのか、180 万円なのかによって控除額が変わってきます（給与収入が 159 万円以下であれば、原則として 63 万円の控除を受けられます）。
そのため、対象となる方は、年末までにどの程度の収入が見込まれるかを確認し、記載して下さい。

⑶70 歳以上の扶養親族
70 歳以上の扶養親族については、通常の扶養控除額 38 万円よりも多い 48 万円の控除を受けることができます。
さらに、直系尊属（自分の親や祖父母など）で、かつ同居している場合（同居老親等といいます）は、58 万円の控除を受けることができます。
そのため、同居老親等に該当する場合は、申告を忘れないようにしてください。



令和8年分の年末調整の注意点2

配偶者控除について

配偶者控除は、扶養している本人の合計所得金額が 900 万円（給与収入のみの方は 1,095 万円）以下か、900 万円超 950 万円（給与収入のみの方は 1,145 万円）以下か、950 万円超 1,000 万円（給与収入のみの方は 1,195 万円）以下か、1,000 万円超かによって控除額が異なります。
そのため、本人の合計所得金額が 900 万円を超えるかどうかを確認する必要がありますが、年末調整を行う会社では、その会社から支給する給与については当然把握しています。また、それ以外の所得がある場合には、確定申告で配偶者控除も含めて再計算することとなりますので、当事務所への年末調整資料の提出に際しては、原則としてご自身の所得を別途申告していただく必要はありません。但し、配偶者控除は配偶者の所得によっても変わりますので、配偶者の所得については必ず申告してください。
配偶者の合計所得金額が 62 万円（給与収入のみの方は 136 万円）以下の場合は「配偶者控除」を、62 万円超 133 万円（給与収入のみの方は約 207 万円未満）以下の場合は「配偶者特別控除」を段階的に受けることができます。そのため、配偶者の所得が 62 万円以下なのか、62 万円を超える場合には具体的にいくらになるのかを確認し、申告してください。

漏れやすい控除

扶養控除や配偶者控除はよく知られているため申告漏れは比較的少ないですが、以下のような控除は漏れやすいため、申告時にはご注意ください。
※いずれも「扶養控除等申告書」に記載する箇所があります。

- **障害者（特別障害者）控除**
 本人や扶養している親族、配偶者が障害者の場合は控除を受けられます。扶養している親族や配偶者が特別障害者で、同居している場合は「同居特別障害者」として控除額が大きくなります。
- **ひとり親控除**
 ひとり親で合計所得金額が 500 万円（給与収入のみの方は 6,777,778 円）以下など一定の要件を満たす方は控除を受けられます。
- **勤労学生控除**
 大学の学生や高校の生徒などで、合計所得金額が 89 万円（給与収入のみの方は 163 万円）以下など、一定の要件を満たす方は控除を受けられます。
 昨年よりも所得金額で 4 万円、給与収入のみの方は 13 万円、判定基準が引き上げられています。



＊お客様紹介＊





Shizuku Japan 株式会社　様

2019 年に設立され、個性豊かで魅力あふれるワインの輸入販売を手掛けられています。
中でも鮮やかな紫色が目を引く『Purple Wine』は、農薬や化学肥料に頼らず、オーストラリアの豊かな自然の中で育まれた葡萄を使用。酸化防止剤の使用を極力抑え、抗酸化作用をもつ植物を活用するなど、自然の恵みを生かしたこだわりワインです。
また様々な企業やコンテンツとのコラボレーションにも取り組まれており、見た目の美しさはもちろん、商品一つ一つに込められたストーリーも魅力です。
個性あふれる商品の数々を、是非下記のホームページよりご覧下さい。



【事業】ワインの輸入・販売
【住所】山口県防府市大字江泊 1992
【電話】0835-57-0058
【ＨＰ】https://shizukujapan.jp/

濱田会計事務所
HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所
〒670-0053
兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 -13
TEL：079-229-9041
Fax：079-229-9049
E-Mail：info@hamadakaikei.jp
URL：http://hamadakaikei.jp

YouTube チャンネル

無料メールマガジン 登録はこちら

